

## 【国内在住者の扶養認定における添付書類一覧】

● 添付書類はすべてコピー可 公的書類は90日以内に交付のもの

添付書類		認定対象者	同居・別居どちらでもよい人						同居が条件の人					
			配偶者	子		実父母	祖父母	兄弟姉妹・孫		義父母	義祖父母	叔父母 伯父母	甥・姪	
				0歳～15歳 (義務教育 終了まで)	16歳以上			0歳～15歳 (義務教育 終了まで)	16歳以上				0歳～15歳 (義務教育 終了まで)	16歳以上
扶養 状 況 確 認	続柄の確認(身分確認)	住民票(被保険者が世帯主であり同一世帯の場合に可 続柄記載必須) 戸籍謄本等	○※1	○※1	○※1	○※1	○	○	○	○	○	○	○	
	同居確認(世帯確認)	住民票(世帯全員記載)	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○	○	○	○	○	
	状況確認	被扶養者認定対象者現況届					○	○			○	○	○	
	別居の場合	被扶養者認定対象者現況届 送金証明(原則として直近3ヶ月)※4 振込のとき:預金通帳等の写等 送金のとき:現金書留の控(写)、送金証明書等 ※仕送りが手渡しで行われている場合は、手渡しする現金を定期的 に口座から引き落としているとわかる預金通帳の写等 ※申立てのみの申告は認められません	○※3		○※3	○	○	○	○					
※5 収 入 確 認	学生の場合 (夜間部・通信制を除く※6)	在学証明書又は学生証(写)	○		○								○	
	勤労収入がある場合 (パート・アルバイト等)	直近3ヶ月給与明細、勤務先発行の収入証明書、雇用契約書等	○		○	○	○				○	○	○	
	退職した場合	離職票(写)、退職証明書	○		○	○	○				○	○	○	
	失業給付受給中又は終了者	雇用保険受給資格者証(写)	○		○	○	○				○	○	○	
	公的年金等受給者 (遺族年金・障害年金も含む)	公的年金通知等(写)、企業年金通知書(写)等	○		○	○	○				○	○	○	
	自営業や不動産収入がある者	直近の確定申告書(写)(内訳書含む)	○		○	○	○				○	○	○	
	出産手当金・傷病手当金受給者	受給額が確認できる通知書(写)	○		○	○	○				○	○	○	
	上記に該当しない無職・無収入等	課税(非課税)証明書	○		○	○	○				○	○	○	

※1 同姓の配偶者・子・及び実父母で事業主が戸籍謄本等で確認した場合は省略可。(備考欄に「続柄確認済み」と記載すること)

※2 個人番号(マイナンバー)が記載してある場合は省略可。

※3 被保険者の単身赴任による別居又は学生である子が通学の為に別居している場合は添付省略可。(単身赴任による省略の場合、備考欄に「単身赴任」と記載すること)

※4 被保険者からの送金額より対象者の収入が多い場合は被扶養者として認定出来ません。また仕送りの事実が確認できない場合は認定できません。被扶養者の要件を満たしたうえで、被保険者より対象者へ送金をなされた日が認定日となります。

※5 年間130万円未満(60歳以上の方、障害年金受給要件に該当する程度の障がい者は180万円未満)。対象者の収入が被保険者の収入の1/2未満であること。

※6 定時制・通信制・学校法人以外の学生については無職・給与所得者・給与所得者以外の所得者等と同様の扱いとなります。

### <上記の必要書類以外に別途添付するもの>

遡り認定 が必要な 場合	婚姻	戸籍謄本又は抄本、受理証明書(婚姻届)等
	退職した場合	退職証明書、離職票等
	その他事由発生日が確認でき、 遡り認定が必要な場合	事由発生日が確認できるもの
内縁関係の確認		内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本 被保険者の世帯全体の住民票
夫婦共同で子を扶養している場合 ※夫婦共働きの場合、収入の多い方で 被扶養者となります。		配偶者の収入証明(直近3ヶ月給与明細、源泉徴収票等)

※その他状況に応じて、上記以外にも追加の書類をお願いする場合があります。